

郵便法施行規則及び国際郵便規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（兼業）</p> <p>第十八条の二 国家機関、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第四項に規定する行政執行法人、地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職に就き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することについては、総務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認められる場合のほかは、法第六十三条第二項ただし書の規定により、これを承認することができない。</p> <p>一 郵便認証司の職務の適正な遂行を妨げる特別な利害関係が生じないこと。</p> <p>二 郵便認証司の職務の遂行に支障が生じないこと。</p> <p>三 郵便認証司の信用又は品位を害するものでないこと。</p> <p>（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）</p> <p>第二十六条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。</p> <p>一 郵便物の料金</p>	<p>（新設）</p> <p>（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）</p> <p>第二十六条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金（変更に係る場合に限る。）とする。</p> <p>一 郵便物の料金</p>

一 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金

二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの）の料金

2 (略)

(収支状況の報告及び公表)

第二十七条 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に、別記様式第五による報告書を総務大臣に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては万国郵便条約第十三条に規定する通常郵便物及び小包郵便物並びにEMS郵便物（同条約第十六条に規定するEMS業務の条件に従つて運送される郵便物をいう。）をいう。別記様式第五において同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によつ

一 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金

二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの）の料金

2 (略)

(収支状況の報告及び公表)

第二十七条 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行うものとする。

(新設)

て整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。

3| 前項の場合において、会社は、当該方法に基づき作成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。

4| 会社は、別記様式第五が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得るとともに、第一項の報告の際に、当該証明書を総務大臣に提出しなければならない。

5| 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

6| 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間とする。

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する提供条件

（新設）

（新設）

2| 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3| 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間とする。

（郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件）

第二十九条 法第六十八条第一項の総務省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 地域及び期間を限定して試験的に提供する郵便の役務に関する

(郵便業務管理規程の記載事項)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

2～7 (略)

8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～二 (略)

三 郵便切手等の種類ことに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を行することが定められていること。

四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。

別記様式第五 (第二十七条関係)

郵便事業の収支の状況に関する報告書

年 月 日から

年 月 日まで

提供条件

(郵便業務管理規程の記載事項)

第三十一条 (略)

第三十二条 (略)

2～7 (略)

8 法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～二 (略)

三 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。

四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。

(新設)

(単位 円)

<u>郵便の業務の別</u>	<u>郵便物の種類等</u>	<u>営業収 益</u>	<u>営業 費用</u>	<u>営業損 益</u>
<u>国内郵便業務</u>	<u>第一種郵便物</u>			
	<u>第二種郵便物</u>			
	<u>第三種郵便物</u>			
	<u>第四種郵便物</u>			
	<u>特殊取扱（法第四 十四条第一項に規 定するもの）とし た郵便物</u>			
	<u>特殊取扱（法第四 十四条第二項に規 定するもの）とし た郵便物</u>			
	<u>小計</u>			
<u>国際郵便業務</u>	<u>通常郵便物</u>			
	<u>小包郵便物</u>			
	<u>EMS郵便物</u>			
	<u>小計</u>			
<u>合計</u>				

(整理方法)

1. 郵便物の種類等ごとの営業収益及び営業費用として特定できるも

のは、それぞれの郵便物の種類等に直接整理すること。

2 複数の郵便物の種類等に関連する営業費用は次の基準によりそれぞれの郵便物の種類等に整理すること。

(1) 営業原価

人 件 費 複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、郵便物の種類等に係る業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

燃 料 費 車両を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

車 両 修 繕 費 車両を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比又は体積の比

減 価 償 却 費 関連する固定資産価額比、固定資産を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

施 設 使 用 料 賃貸施設を使用して直接行う業務において複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比

租 税 公 課 関連する固定資産価額比、固定資産を使用し
て直接行う業務において複数の郵便物の種類等に
係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、
取り扱う件数の比若しくは体積の比又は面積の比
集配運送委託費 集配運送委託契約に基づき委託する業務にお
いて取り扱わせる件数の比又は体積の比

(2) 販売費及び一般管理費

人 件 費 複数の郵便物の種類等に係る業務に直接従事
している職員の勤務時間比、郵便物の種類等に係
る業務のいずれかの業務に直接従事している職員
の人員数比、作業内容を同じくする職員の集団ご
との業務において取り扱う件数の比又は営業原価
比

減 価 償 却 費 関連する固定資産価額比、固定資産を使用し
て直接行う業務において複数の郵便物の種類等に
係る業務に直接従事している職員の勤務時間比、
取り扱う件数の比若しくは体積の比、面積の比又
は営業原価比

宣 伝 広 告 費 郵便物の種類等に係る業務のいずれかの業務
に係る宣伝広告費比

○ 国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）</p> <p>第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。</p> <p>一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金</p> <p>二 郵便に関する条約においてその提供が義務付けられている郵便物又は取扱いの料金（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金</p>	<p>（法第六十七条第五項の総務省令で定める料金）</p> <p>第五条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金（<u>変更に係る場合に限る。</u>）とする。</p> <p>一 第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金</p> <p>二 郵便に関する条約においてその提供が義務付けられている郵便物又は取扱いの料金（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金</p>